

(別記)

令和8年度島根県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

島根県は、全国の中でも農地に占める水田の割合が高く（水田率：島根 81% 全国 54%）、気象や土壌等の条件が適していることから、水稻栽培が農業の主体となっている。その他、生乳や肉用牛、ぶどう、トマト、ほうれんそう、ねぎの生産が盛んに行われている。

また、令和元年より水田農業における収益性向上が農業経営の継続性を確保する上で重要であるという考えから、今後の需要拡大が見込まれ、機械化や省力化が可能な野菜を水田園芸 6 品目と位置づけ、全県で拡大を図っている。

農業産出額は 1,039 億円を記録した昭和 59 年をピークに減少に転じ、近年はピーク時の 6 割前後で推移している。

今後は、担い手に農地の集積を図り、それら担い手が生産の大宗を担う構造への転換を進めながら、資材高騰や労働力不足、気候変動リスクなどの課題に対応していくため、高収益作物の導入促進、産地化によるコスト削減や効率化、先進技術の導入や品種選択などによる収益性向上を図り、農業者が安心して経営を行える環境を整えていく必要がある。

(1) 将来ビジョン・基本目標

①将来ビジョン

可能な限り早期に農業産出額 100 億円増を目指す（基準：629 億円（平成 28 年））

②計画期間における目標

設定する重点推進事項において、効果額を 100 億円生み出す

※効果額は前計画の取組結果額 47 億円と第 2 期計画（令和 7 年度～令和 11 年度）の新たな 5 年間で合わせた額

島根県では、令和 7 年度から 11 年度を計画期間とする第 2 期農林水産基本計画を策定し、この中で人づくり、ものづくり等における将来ビジョンと、この実現に直結する重点推進事項を定め、取組を重点化していくこととしている。

上記の基本目標の達成に向け、以下のとおり取り組む。

(2) 重点推進事項

(ひとづくり)

①新規自営就農者の確保・育成

県全体の農業生産の縮小を食い止め、農業産出額 100 億円増を実現していく上で必要な農業経営を確保・育成するため、現在、年 40 人程度の認定新規就農者を年 60 人以上に増加させる。

②中核的な担い手の確保・育成

地域を支える中核的な担い手の目安を「販売額 1,000 万円以上」とし、新規就農後 5 年以内にこの水準に到達するよう支援を集中することなどにより、現在約 690 の中核的担い手数を 1,000 以上に引き上げる。

③集落営農組織の経営改善

集落営農組織が安定した経営を実現し将来にわたって持続可能となるよう、組織の後継者確保や広域的な連携を促進しつつ、集落営農法人における経営多角化（水田園芸等）の実施

率を 80%以上とする。

(ものづくり)

①水田園芸の拡大

持続可能な水田農業の確立に向けて、水田でも比較的取り組みやすい野菜の 6 品目を選定し、栽培技術指導や機械の共同利用、調製・出荷作業を行う広域共同利用施設の整備等による産地化を図り、6 品目の取組面積を 400ha に拡大する。

②有機農業の拡大

島根農業全体のブランディングの核となる有機農業の拡大に向けて、施設・機械の共同利用による産地化や、実需者から求められる品目の導入支援などを推進し、耕地面積に占める有機 J A S 面積を 0.79% から 1.5% 以上に拡大する。

③肉用牛生産の拡大

肉用牛の更なる生産の拡大に向けて、子牛の評価向上につながる繁殖雌牛の改良とニーズを先取りした種雄牛造成を強化し、子牛生産頭数を現行の年 8,039 頭から 9,000 頭に増やす。

④地域主導による産地の拡大

マーケットインの視点から生産・販売の拡大と新たな担い手の安定的な確保がイメージできる産地ビジョンの策定を促し、その実現に向けた取組を生産者が主体的に取り組む産地に対して集中的に支援することで、新規生産者を 50 人以上確保する。

⑤生産性の高い米づくりの確立

担い手が米づくりの大宗を担う構造への転換に向けて、主食用米の生産面積の担い手シェアを 3 分の 2 以上とするとともに、収益性向上に意欲のある担い手の主食用米単収を 520kg/10a、一等米比率 80% に引き上げる。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 水田園芸の推進の背景

島根県は全国の中でも農地に占める水田の割合が高く（水田率：島根 81%、全国 54%）、水田農業における収益性向上が農業経営の継続性を確保する上で重要であり、機械化や省力化が可能な野菜を水田園芸 6 品目として掲げ、生産から販売までを共同で行う拠点産地化を推進し、規模拡大と新たな生産者の確保を進めていく。

(2) 取組方針

①拠点方式による産地の形成、拡大

農業者が安心して水田園芸に取り組める環境を整えるため、生産から販売までを地域で共同化・分業化する「拠点方式」による産地化を推進する。

②生産性の向上

単収の伸び悩み、労働時間の過多などから小さな規模にとどまっているため、水田園芸で経営改善を図ろうとする意欲的な農業者を対象に、収量向上に向けた排水対策や栽培管理の徹底、作業改善による労働時間の削減などの取組を支援し、収益性の改善を図ることで、規模拡大を後押しする。

③労力補完の仕組みづくり

タマネギやアスパラガスの栽培では、機械の共同利用やレンタル機械の整備、調製施設の整備など拠点方式による共同化・分業化の仕組みづくりが進んだ結果、栽培規模が拡大していることから、その他の品目でも拠点方式の取組が拡大するよう支援を強化する。

また、農作業従事者の減少と高齢化が進んでいることから、手間がかかる定植や収穫作業などの受託体制の整備など、労力補完の仕組みづくりを推進する。

④安定的な販路の確保

キャベツ等では、加工業者等との契約取引による安定販売に取り組んでいるが、収益を確

実に上げていくためには、実需者から求められる定時・定量などの計画出荷に対応していくことが必要であることから、加工・業務用の栽培管理の徹底を図り、収量・品質の安定化を進める。

また、安定した経営を行っていくため、加工・業務用向けの販路確保や輸送コストの低減につながる県内の1次加工施設での利用拡大や施設整備など、契約取引の拡大に向けた支援を強化する。

(3) 5年後の目指す姿（目標）

県推進6品目の取組面積を235ha（R5）から400haに拡大し、農業経営の持続性を確保

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 地域の実情

島根県は全国の中でも農地に占める水田の割合が高く（水田率：島根81% 全国54%）、気象や土壌等の条件が適していることから、長年米づくりを農業の主体としてきた。また、農地の約8割が中山間地域に位置し、多くの河川（谷筋）で細かく分断されているため、一部の平場地帯（出雲平野等）を除き、農地の集約による生産の大幅な効率化には適していない。

そうした中、全員参加型の集落営農の組織化やぶどう、メロン、トマトなど施設園芸による産地化を進めてきたが、担い手の高齢化により組織や産地の維持が難しくなっている。

(2) 取組方針

全国的に主食用米の需要減少が続く中、水田の有効活用により将来にわたって持続可能な農業・農村を実現していくため、主食用米に高収益作物、戦略作物を組み合わせ水田農業全体を維持・発展させていく。

(3) 地域におけるブロックローテーション体系の構築

各地域におけるブロックローテーション体系の構築については各地域協議会で推進を行う。ブロックローテーションの体系構築が難しい地域においては課題の把握等を行い、対策を検討する。

(4) 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

水田の利用状況の点検については、各地域協議会でおこなう。基本的に県としては水田農業の収益性向上を図るため、水田園芸を強力に推進する方針。

畑地化の希望がある地域に対しては、畑地化促進助成等を活用できるように支援する。なお、産地づくりに向けた体制構築支援を活用する地域に対しては、促進計画の取組内容に円滑に取り組めるように支援する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

全国の主食用米の需要量は、ここ数年毎年約10万トン(1%以上)減少し、米価はこの30年で約40%下落している。今後、日本全体で人口減少が加速することが見込まれており、需要の減少から米価の下落も懸念されるなど、島根県の米づくりは決して楽観視できるものではない。

今後、島根県では、収益性の高い農業の拡大に向けて全力で水田園芸に取り組んでいくが、総作付面積の約6割を有している米は今後も島根農業の最も基幹的な品目である。

そのため、将来の米の需要や米価が低下していったとしても、島根の米づくりの大宗がそれを乗り越えていけるように、担い手に農地の集積し省力化を図り、担い手が米づくりの大宗を担う構造への転換を進めながら、気候変動や労働力不足に対応した先進技術の導入（※１）や品種選択（※２）などにより一層の生産性向上を図り、強靱な経営体質の確立を目指す。

また、農業者や産地が需給動向を踏まえて売れる米づくりに取り組めるよう、各地域の生産計画の策定状況も踏まえて、米の需給動向や販売動向など必要な情報を提供する。

※１ リモコン除草機等による畦畔の効率的な管理、高密度播種育苗移植技術、直播栽培

※２ 高温登熟性に優れた品種への転換

（２）戦略作物

非主食用米	飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、WC S用稲、加工用米、備蓄米
その他戦略作物	麦、大豆、飼料作物、そば、なたね

全国的に主食用米の需要減少が続く中、水田の有効活用により将来にわたって持続可能な農業・農村を実現していくため、主食用米に高収益作物、戦略作物を組み合わせ水田農業全体を維持・発展させていく。

また、米の需給緩和に対応するため、水田活用の直接支払交付金を活用して主食用米から飼料用米・WC S用稲等の戦略作物への転換を推進し、米を含む農業経営全体が成り立つ形を創り出していく。

（３）地力増進作物

需要に応じた生産の確立を目指し、高収益作物や戦略作物への転換を推進しているが、水田から転換してすぐのほ場は土壌物理性や地力が十分でない場合が多く、収量が伸び悩み、定着を妨げる要因の一つとなっている。また、転換後も連作障害の発生によって収量の減少が問題になることが多い。これらの問題への対策の一つとして、以下の地力増進作物の作付けを推進していく。

地力増進作物	エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ、オオムギ、 イタリアンライグラス、ソルガム、ソルゴー、スーダングラス、 トウモロコシ、ギニアグラス、ヒエ、 ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー、 クロタリヤ、セスバニア、エビスグサ、 ヒマワリ、マリーゴールド、 シロガラシ、ナタネ、カラシナ（チャガラシ）、 ハゼリソウ、パールミレット
--------	---

（４）高収益作物

○県推進 6 品目

⇒ 2 のとおり

○県推進 6 品目以外の園芸

県では、個別の品目に特化するのではなく担い手の確保・育成に焦点をあて、リース方式での施設整備を進めながら、産地の様々な資源（土地、施設、技術等）をパッケージにした就農プランの提案や新たな販路の確保、スマート農業の導入等により、新規就農者や中核的担い手の経営安定（販売額 1,000 万円以上）の早期達成を図る。

また、生産・販売の拡大や新たな担い手の確保をマーケットインの視点に立って取り組む新たな産地（既存産地の立て直し・発展を含む）を支援し、生産の拡大と新規就農希望者の

引き込みを図っていく。

(5) 地域の重点品目等

各地域において収益力向上に向けた契約取引の拡大を進めていくため、各地域の重点品目等について水田収益力強化ビジョンにその品目の取組方針等を記載し、取組を進める。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位：ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	18,036		16,179		15,781	
備蓄米					25	
飼料用米	453		406		785	
米粉用米	8		7		10	
新市場開拓用米			7		3	
WCS用稲	714		657		847	
加工用米	119	19	130	20	235	25
麦	491	282	459	250	654	386
大豆	474	15	445	22	682	24
飼料作物	562	139	582	149	612	148
・子実用とうもろこし					0	
そば	366	83	386	97	493	148
なたね	8	3	12	5	16	5
地力増進作物	74	3	75	3	113	3
高収益作物	1,129	168	1,178	165	1,409	170
・野菜	798	112	826	106	990	105
・花き・花木	58	1	94	1	68	1
・果樹	181		176		203	
・その他の高収益作物	76	56	113	58	148	65
その他	135	1	128	1	141	0
畑地化	32		25		90	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1-1 1-2	キャベツ、タマネギ、白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ミニトマト	作付支援（野菜）	作付面積（ha）	（令和7年度） 239	（令和8年度） 321
			経営体数	（令和7年度） 410	（令和8年度） 480
2-1 2-2	キャベツ、タマネギ、白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ミニトマト	契約取引加算（野菜）	取組面積（ha）	（令和7年度） 31	（令和8年度） 75
3-1 3-2			取組面積（ha）	（令和7年度） 20	（令和8年度） 22
4	そば、なたね	そば、なたね作付助成	作付面積（ha）	（令和7年度） 214	（令和8年度） 290
5	新市場開拓用米	新市場開拓用米作付助成	作付面積（ha）	（令和7年度） 0.01	（令和8年度） 2.4
6	新市場開拓用米	新市場開拓用米複数年契約加算	取組面積（ha）	（令和7年度） 0	（令和8年度） 2.3
7	エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ、オオムギ、 イタリアンライグラス、ソルガム、ソルゴー、スーダングラス、 トウモロコシ、ギニアグラス、ヒエ、ヘアリーベッチ、レンゲ、 クローバー、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、 ヒマワリ、マリーゴールド、シロガラシ、ナタネ、 カラシナ（チャガラシ）、ハゼリソウ、パールミレット	地力増進作物作付助成	作付面積（ha）	（令和7年度） 7	（令和8年度） 20

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1-1	作付支援（野菜）	1	25,000	キャベツ、タマネギ、白ネギ、 アスパラガス、ブロッコリー、ミニトマト	各品目の作付面積が、露地栽培概ね20a以上、施設栽培概ね5a以上の規模で作付け ＪＡ等の暦を基本として栽培に取組み、肥培管理及び病害虫対策など栽培技術の向上を図ること
1-2	作付支援（野菜）（二毛作）	2	25,000		整理番号1-1、1-2の取組内容に加え、さらに、作付前に個別農業者と販売先で取引価格を取り決めている場合に加算
2-1	契約取引加算(野菜)	1	15,000		前年度から作付面積が拡大し、かつ排水対策(額縁明渠等)を行い、落水口等からは場外への排水が確保されている場合、その拡大面積に対して支援
2-2	契約取引加算(野菜)（二毛作）	2	15,000		
3-1	作付拡大加算（野菜）	1	50,000		
3-2	作付拡大加算（野菜）（二毛作）	2	50,000		
4	そば、なたね作付助成	1	20,000	そば、なたね	・なたねは油糧用であること ・実需者等との出荷契約又は販売契約を締結していること
5	新市場開拓用米作付助成	1	20,000	新市場開拓用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米等取組計画書が受理されていること
6	新市場開拓用米複数年契約加算	1	10,000	新市場開拓用米	需要者との複数年契約（3年以上）に基づいて新市場開拓用米を作付けする取組を支援
7	地力増進作物作付助成	1	20,000	エンバク、ライムギ、ライコムギ、コムギ、オオムギ、 イタリアンライグラス、ソルガム、ソルゴー、スーダングラス、 トウモロコシ、ギニアグラス、ヒエ、ヘアリーベッチ、レンゲ、 クローバー、クロタリヤ、セスバニア、エビスグサ、ヒマワリ、 マリーゴールド、シロガラシ、ナタネ、カラシナ（チャガラシ）、 ハゼリソウ、パールミレット	高収益作物・戦略作物の定着を促進するため、地力増進作物の作付けを支援